

平成 25 年 10 月 23 日 (水)

(お知らせ)

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

<宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会、福島県政記者クラブ同時発表>

環境省東北地方環境事務所は、本日、平成 24 年度檜葉町除染等工事 前田・鴻池・大日本土木特定建設工事共同企業体及び同企業体構成員に対して指名停止措置を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

<問い合わせ先>

環境省東北地方環境事務所

福島環境再生事務所庶務課

課長：齋藤、補佐：鳥毛、補佐：有田

TEL:024-573-7330

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所
1	平成24年度檜葉町除染等工事 前田・鴻池・大日本土木特定建設 工事共同企業体	(代表者 前田建設工業株式会社) 東京都千代田区猿楽町2-8-8
2	前田建設工業株式会社	東京都千代田区猿楽町2-8-8
3	株式会社鴻池組	大阪府大阪市中央区北久宝寺町3-6-1
4	大日本土木株式会社	岐阜県岐阜市宇佐南1-6-8

2 指名停止措置期間：平成25年10月23日～平成26年1月22日（3ヵ月間）

3 指名停止措置の範囲：東北地方環境事務所管内

4 事実概要

平成24年度檜葉町除染等工事 前田・鴻池・大日本土木特定建設工事共同企業体が請け負っている平成24年度檜葉町除染等工事において、平成25年3月22日、下小塙仮置場圧縮梱包施設内で大型土のうを運搬する4t ユニック車を誘導していた作業員が、大型土のうを荷下ろししていった0.28m³級油圧ショベルが横向きで前進した際に右足大腿部から股下付近までキャタピラで踏まれ、死亡した。

同5月21日、下小塙工区の坂道の道路除染を行っていた作業員が、坂道発進補助装置（ESスタート）で制動を保っていた4t ユニック車の後退に伴い、除染作業器具とともに約15m引きずられ、死亡した。

同10月4日、富岡労働基準監督署は、労働安全衛生法違反の疑いで、同3月22日の事故について、前田建設工業（株）及び現場責任者（大日本土木（株）所属）並びに関係下請業者を、同5月21日の事故については関係下請業者及び安全衛生責任者（同下請業者所属）を、それぞれ福島地方検察庁いわき支部に書類送検した。なお、同5月21日の事故について、富岡労働基準監督署から平成24年度檜葉町除染等工事 前田・鴻池・大日本土木特定建設工事共同企業体檜葉町除染作業所所長あてに労働安全衛生法違反による是正勧告書及び指導票が交付されている。

平成 25 年 10 月 23 日 (水)

5 指名停止措置理由

当該事故は、安全管理措置が不適切なために生じた工事関係者事故であり、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」（平成 13 年 1 月 6 日付環境省第 9 号大臣官房会計課長通知）（以下「要領」という。）別表 1 第 7 号に該当する。

従って、本件については、3 カ月の指名停止措置を行うものである。

指名停止等の措置要領別表第 1 第 7 号

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 7. 自発注工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 2 週間以上 4 ヶ月以内